

8月11日(金・祝)は ごみの収集を休みます

8月11日(金・祝)は、山の日で祝日のため、ごみ収集を休みます。

この日が「もえるごみ」「もえないごみ・ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の収集日の区域は、15日(火)に振り替えて収集します。

詳しくは、クリーンセンター (☎89-4124) へ。



案内

中学校卒業程度認定試験

文部科学省は、病気などのやむを得ない理由で中学校を卒業できなかった人を対象に、高等学校の入学資格を得ることができる「中学校卒業程度認定試験」を10月26日に行います。

願書を含む受験案内は、9月8日まで、県教育委員会と同省で配布。出願期間は、8月21日～9月8日(消印有効)です。

出願方法など詳しくは、市学校教育課 (☎47-8034) へ。



休業のお知らせ

市の一部施設および委託業務は、次の期間に休診・休業します。



▶上石津診療所
☎8月14日(月)・15日(火)・16日(水)

*問合せ/同診療所 (☎45-2014) へ

▶し尿汲取り・浄化槽清掃許可業者
☎【大垣地域、墨俣地域および上石津地域(多良・時地区)】8月11日(金・祝)～15日(火)【上石津地域(牧田・一之瀬地区)】8月11日(金・祝)～16日(水)

*問合せ/環境衛生課 (☎47-8574) へ

緑の村に熱気あふれる!!

「もんでこかみいしづ2017」



「上石津もんでこ太鼓」の披露

上石津の夏まつり「もんでこかみいしづ」が7月15日、かみいしづ緑の村公園で開かれました。

当日は、盆踊りやバザーなど多彩な催しを開催。ステージでは、「上石津もんでこ太鼓保存会」の皆さんによる迫力ある和太鼓演奏が行われたほか、上石津中学校の生徒2人がDJとなり会場を盛り上げました。

夜には、横浜銀蠅「翔」&こういちコンサートと花火大会が開かれ、会場のボルテージも最高潮。たくさんのお客の熱気で包まれていました。

違法な森林開発は「森林の不適正事案110番」へ

県は、違法な森林開発の早期発見のため、毎年8月を森林の不適正事案解消の強化月間とし、市町村などと協力しながら、重点的に合同パトロールを行います。



森林で不審な伐採、採掘、建築物などを発見した場合は、「森林の不適正事案110番」(西濃農林事務所林業課内、☎73-1111 内線393) へ。

裁判員裁判の実施状況

裁判所は、国民の皆さんに新しくできた制度や裁判手続を知っていただくため、毎月テーマを決めて裁判所HP (http://www.courts.go.jp/index.html) でお知らせしています。8月のテーマは「裁判員裁判の実施状況」です。

詳しくは、岐阜地方裁判所事務局総務課 (☎058-262-5122) へ。

審議会を傍聴してみませんか

障害者計画・障害福祉計画策定・評価委員会 担当：障がい福祉課 (☎47-7298)

8月18日(金) 13:30～15:30 市役所本庁舎3階 合同委員会室

・第4期障害福祉計画の事業実績および事業計画について ほか

障がい者の暮らしを支える協議会 担当：障がい福祉課 (☎47-7298)

8月24日(木) 13:30～15:00 市役所本庁舎3階 合同委員会室

・第5期障害福祉計画の策定について ほか

総合計画審議会部会第4回会議 担当：地域創生戦略課 (☎47-8216)

第1部会 8月25日(金) 10:00～12:00 市役所本庁舎2階 第1会議室

第2部会 8月24日(木) 13:00～15:00 市役所本庁舎2階 第1会議室

第3部会 8月21日(月) 13:00～15:00 市役所本庁舎2階 第1会議室

・大垣市未来ビジョン第1期基本計画について

地域包括支援センター運営協議会 担当：高齢介護課 (☎82-1166)

8月31日(木) 13:30～15:00 市役所本庁舎3階 第2委員会室

・平成28年度 地域包括支援センター事業実績報告について ほか

立地適正化計画(骨子案)の 説明会を開催

市は、立地適正化計画(骨子案)の説明会を開催します。この計画は、住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業などの利便施設がまとまって立地するようゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携したまちづくりを進めるための計画です。詳しくは、都市計画課 (☎47-8694) へ

▶とき/①8月8日(火) ②8月10日(木) いずれも午後7時～

▶ところ/①情報工房5階セミナー室 ②市民会館2階大会議室3



戦没者等のご遺族の皆さんへ

特別弔慰金の申請を受け付けています

市は、国が支給する戦没者等のご遺族への特別弔慰金について受け付けを行っています。

対象となる可能性のある人で、まだ請求が済んでいない人は、早めに手続きをお願いします。なお、期限を過ぎると請求の権利が消滅しますので、ご注意ください。

また、申請済の人で国債が交付されていない人は、審査に時間を要しています。市から通知書を送付しますので、しばらくお待ちください。

▶対象/平成27年4月1日現在、遺族年金や公務扶助料などを受け取る人がいない場合、次の順序で優先順位の戦没者等死亡当時の遺族1人

- (1) 弔慰金受給権者 (2) 戦没者等の子 (3) 戦没者等と生計関係を有し、同姓である①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹 (4) 上記以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹 (5) 戦没者死亡時までに1年以上生計が同じであった三親等内の親族

▶支給額/額面25万円の5年償還の記名国債

▶請求期限/平成30年4月2日

▶請求窓口/社会福祉課 (☎47-7256) へ